

各弁護士近況

大川 正二郎

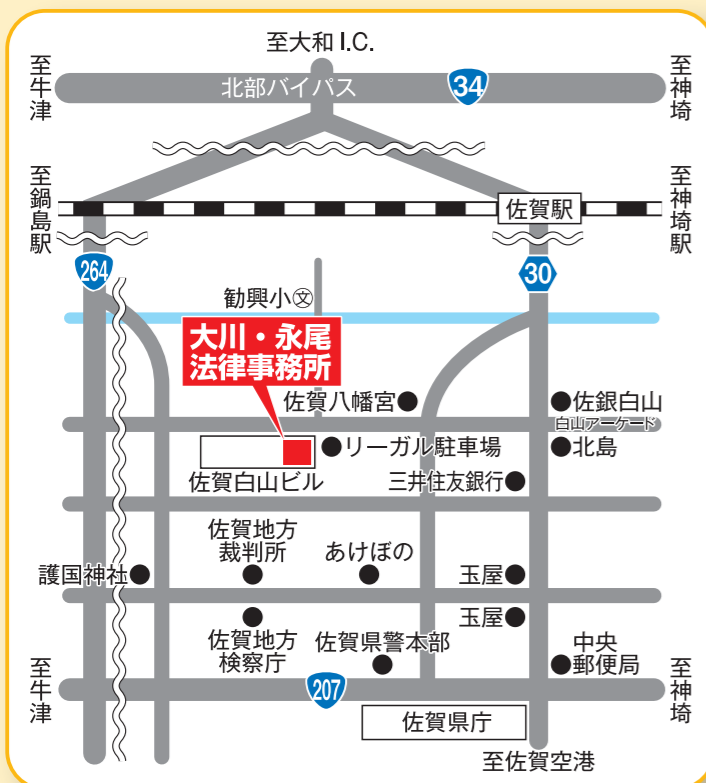
昨年の暮れ頃から妻に誘われて体操教室に通うようになりました。その体操教室は私よりも年配のお姉さま方も多く、私は黒一点の存在です。体操は体幹を鍛え、柔軟性を養うものでなかなかハードなものです。姿勢を正しく保ち、引き締まった体を作って、いつまでも健康でいようというものです。私はテニスをしている分、筋力には自信があったのですが、ところがどっこい、腹筋、背筋の脆弱性が暴露され、硬い体が悲鳴を上げて、何一つメニューをこなすことができません。ふっと横を見ると、なんとお姉さま方はすいすいとメニューをこなしているではありませんか。体操の先生からは、私も35年かかってここまでできるようになったと励まされたのですが、35年後まで生きていることやら。

永尾 竹則

早いもので、私も、あら？フィフであります。体力の衰え、筋肉の衰えetc……。歩いた方がよいとか、足の筋肉は大事だけど歩くだけでは足りないとかいろいろ聞きます。そこで、まずは筋肉と思い、毎日腹筋、背筋、スクワット、腕立伏せ、学生時代の部活を思い出して頭では一生懸命イメージトレーニングをしています。他方、お酒の味にも親しみが湧いてきて、アルコールが入った運動はだめだと、トレーニングはイメージのままです。そのお陰で、イメージでは私は細マッチョになっています。後は、現実とイメージを一致させるだけです。いつかきっと。

鳥飼 亜由美

今年、親が還暦を迎えます。以前から、還暦祝いは何をしたらよいのだろう、と悩んでいたのですが、いよいよ今年になり、待たなしで考えなければならなくなりました。子供の頃は、反抗ばかりしていましたが、私も成長したのか（笑）今まで労を惜しまず私を育ててくれたことに感謝するようになりました。少しでもその気持ちを表したいと思っているのですが……。何か妙案はないでしょうか？



大川・永尾法律事務所

〒840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階

TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535

業務時間
月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士
大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美

おたより

ほっと

第9号

大川・永尾法律事務所



「あいさつ」

新しい出会いの季節になりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

当事務所も、弁護士三人体制になって早いもので六年目になります。

法律相談においてご相談をお受けする際など、まだまだ、市民の皆様にとって、我々弁護士という人間あるいは職業に対して知っていただいていることが多く感じます。日々の生活の中で法律問題は身近な問題であるにもかかわらず、いざ相談となると法律の専門家としての弁護士に何を相談したら良いのかとか、こんなことを相談して良いのかなど、相談に二の足を踏んでしまわれていることも少なからずあるような気がしています。

我々弁護士が皆様にとってもっと身近な存在として認知していただけるよう、また、気軽に相談してみようと思っただけで、また、気軽に努力をしてみようと思っただけで、また、気軽に何かの何れかというわけではないですが、皆様の何かのお集まりの際に法律に関わるお話をさせていただくのもよろしいかと思っております。お気軽にお呼びいただければと思います。

平成二八年四月吉日

弁護士 永尾 竹則



弁護士
大川 正二郎

将来の相続問題、「ほっと」かないで

弁護士（弁）と飲み仲間の熊五郎（熊）がいつもの居酒屋で飲みニケーション。
 熊：先生よ、子供もそれぞれ独立しておれの役割も終わりだけど、子供の仲がよくないのが心配だよ。おれの会社の後継ぎや恋女房の面倒はちゃんといくかな？
 弁：それなら遺言書を作っておくべきだよ。
 熊：遺言書だなんて、そんな大げさな。
 弁：大げさなものかい。遺言書で残された家族のトラブルが回避でき、後継ぎ問題や妻の世話のことも解決できるんだから、むしろ熊さんの最後のお勤めさ。
 熊：へえー、そんなもんですかい。それで、「遺言書」ってーのは？
 弁：いろいろあるけど、主なものは自筆証書遺言と公正証書遺言だな。自筆証書遺言は、内容も日付も署名も全部自分で書いて押印するだけでいいんだ。公正証書遺言は公証役場の公証人が作ってくれるので、内容と証人2人を決めておけばいい。もし、証人がいないなら公証役場で準備してくれる。もっとも手数料や日当が必要だけど。

熊：それなら自分で簡単にできるし、費用もかからないから、自筆証書遺言がいいや。
 弁：ところが、自筆証書遺言は作成や変更が法律どおりでなければ無効だし、紛失や偽造、変造の危険もある。実際、熊さんが亡くなれば家庭裁判所で検認という手続も必要なんだ。私としては公正証書遺言がお勧めだな。費用も遺産の額によって違うけどそんなに負担にもならないし、心配なら事前に公証役場に聞けばいい。
 熊：へえー、そうなんだ。他に何か気をつけておくことがありますかい？
 弁：遺産の分け方を気をつけないと遺留分の問題がある。もっとも、内容は今度また法律相談で決めよう。相談料は初回30分程度は無料だから心配いらんよ。
 熊：さすが先生。話聞いて「ほっと」したよ。



弁護士
鳥飼 亜由美

婚約期間中の浮気

結婚後に、配偶者が浮気をした場合、「不貞行為」を行ったとして離婚事由とし得るとともに、浮気をした配偶者や浮気相手に対し慰謝料請求をなし得る、というのは、多くの皆さんが既知っていることだろうと思います。
 対して、単なる恋人期間中に相手に浮気をされても、なかなか慰謝料請求は困難だということも、多くの皆さんが知っていることだろうと思います。
 上記の結論の違いは、結婚した後は、夫婦は互いに貞操を守るという義務を負い、また、相手にも貞操を守るよう要求できる権利をもつものに対し、単なる恋人期間中は、一般にそのような義務や権利が生じるものではないとされていることにあります。

では、婚約期間中に婚約相手が浮気をした場合はどうでしょうか。婚約した二人の間には、互いに貞操義務や権利が生じるのでしょうか。
 貞操義務や権利は、法律上、結婚した夫婦に関して規定されているものですから、それを、結婚に至っていない婚約状態にまで及ぼすことができるのかは問題です。

この点を判断した判例は多くありませんでした。
 もっとも、近時の判例で「婚約が成立した当事者は、正当な理由のない限り、将来結婚するという合意を誠実に履行すべき義務を負っているから、それぞれ婚約相手と異なる人物と性的関係をもたないという守操義務を負っていたというべき」という判断がなされました。
 婚約するということは、結婚の前段階に足を踏み入れ、通常の恋人関係より一歩進んだ状態になるのですから、お互いに貞操義務を負う、という上記の判断は、一般的な感覚からみても、至極もっともだといえるでしょうね。
 というわけで、結婚後はもとより、婚約期間中であっても、浮気はしないようにしましょう！



弁護士
永尾 竹則

内縁の夫が亡くなった場合の妻の生活は？

前回に引き続き、内縁関係にまつわる法律的な問題を取り上げてみたいと思います。今回は、内縁の夫が亡くなった場合です。
 甲男さんと乙子さんは、結婚式は挙げましたが、婚姻届を出さないまま、でも婚姻届を出した夫婦と同じような生活を送って来ました。
 この内縁の夫婦は夫である甲男さんが契約して借家に住んでいましたが、甲男さんが亡くなりました。内妻の乙子さんはその借家から出て行かなければいけないのでしょうか。この場合、婚姻届を出した法律上の夫婦であれば、お互いに相続人となりますが、内縁は法律上の夫婦ではないので、内縁の妻はその夫の相続人となることはできません。しかし、法律上は、相続人がない場合に限って、同居していた内縁の妻は夫の賃借権を引き継ぎ、そのまま住み続けることができます。また、夫に相続人がいる場合でも、住み続けることができないうわけではなく、その相続人が相続した賃借権を大家さんに対し妻が主張できるとされています。仮に、その相続人から立退きを迫られた場合でも、権利の濫用として立退きの請求は退けられる場合があります。居住していたのが内縁の夫の所有建物であった場合も、夫の相続人からの明渡請求は権利の濫用として退けられる場合があります。

このように、内縁の場合でも夫婦の実質を考慮して一定程度保護されています。
 では、亡くなった甲男さんの遺産についてはどうでしょうか。例えば、甲男さんが長い間病気でその間乙子さんが一人で看病していた場合、相続人ではないから甲男さんの遺産を一切引き継ぐことができないというのも乙子さんにとっては理不尽な気がします。この場合、相続人が全くなければ、家庭裁判所に申し立てて、夫と生計を同じくしていたあるいは夫の療養看護に努めた者と認められれば、相続財産の全部あるいは一部の分与を受けることができる可能性があります。しかし、相続人がいた場合には、このような分与は認められず、内縁の妻の働きがあってその夫婦の共有財産として妻に共有持分が認められるような場合であれば共有持分権を主張しその限度で財産の清算を行うことは可能な場合もあるようですが、実際には、内縁の夫の遺産の引継ぎは内縁の妻にとってなかなか厳しいと思われれます。

